

ビジネス・ブレイクスルー大学 研究データポリシー

(研究データの定義)

第 1 条 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における教育・研究活動において取得または生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

(研究データの保存・管理)

第 2 条 法令や関係する学内外の規則等を遵守し、研究データを適切に保存・管理する。

(研究データの利活用)

第 3 条 自らが保存・管理する研究データについて、利活用を促進するよう努める。ただし、法令や関係する学内外の規則等で制限されるものを除く。本学の教育活動を通じて得られたデータの研究への利活用は、事前に本学の研究倫理WGの審議を経て、認められたものでなければならない。本学における教育活動を通じて得られたデータを用いて、学外の学術雑誌へ投稿する際に利活用できるデータは、研究目的・公開方法等を説明の上で同意を得られた学生のデータのみである。

(方法)

第 4 条 利活用後、研究データは、最低3年以上保存・管理しなければならない。管理方法及び利活用方法は、第3条に抵触しない範囲において自ら決定できる。

(大学の責務)

第 5 条 本学は、研究データの保存・管理および利活用を支援する環境の整備を推進する。

附則

1 この規則は、2022年4月1日から施行する。